

【 介護保険対応 利用料金表 】

サービス内容			単 位 (非課税)		単位× 地域加算11.05 (100%)	
			介護	介護 予防	介護	介護 予防
訪問看護 I 1	20分未満	看護師 サービス提供表による(緊急時訪問可能)	314	303	3,469	3,348
訪問看護 I 2	30分未満		471	451	5,204	4,983
訪問看護 I 3	30分以上1時間未満		823	794	9,094	8,773
訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満		1,128	1,090	12,464	12,044
訪問看護 I 5	20分未満	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 サービス提供表による	294	284	3,248	3,138
訪問看護 I 5	40分未満		588	568	6,497	6,276
訪問看護 I 5・2超	40分以上1時間未満		795	426	8,784	4,707
特別管理加算	I	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、 計画的に管理する内容によっていずれかを算定	500		5,525	
	II		250		2,762	
緊急時訪問看護加算	I	① 事務所が夜間訪問の対応に対して 特別な整備をしている場合	600		6,630	
	II	② 上記①以外の場合	574		6,342	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	1回につき看護師等と ①看護師等または ②看護補助者により 複数名で1人の利用者様に訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定	254		2,806	
	30分以上		402		4,442	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満		201		2,221	
	30分以上		317		3,502	
長時間訪問看護加算		特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定	300		3,315	
初回加算	I	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した日に 看護師が訪問を行った場合に算定	350		3,867	
	II	新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時に算定	300		3,315	
退院時共同指導加算		入院時に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を 行いその内容を提供した場合に算定	600		6,630	
ターミナルケア加算		死亡月につき1回算定(※要介護のみ)	2,500	-	27,625	-
専門管理加算		1か月につき1回算定	250		2,762	
遠隔死亡診断補助加算		死亡月につき1回算定(※要介護のみ)	150	-	1,657	-
口腔連携強化加算		1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。	50		552	
夜間・早朝加算	18時～22時・6時～8時	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算 を算定している時に同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に 実施した場合は加算を算定	25%加算		25%加算	
深夜加算	22時～6時		50%加算		50%加算	

◆ ☆療法士(PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士)の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄となります。

①当該訪問看護事業所における前年度の療法士の訪問回数が看護師よりも多い場合、

または緊急時訪問看護加算 I・II、特別管理加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。

②指定介護予防看護の利用が12月を超える場合で、①を算定している場合は1回につき15単位減算されます。

③指定介護予防看護の利用が12月を超える場合で、①を算定していない場合は1回につき5単位減算されます。

※緊急時訪問看護加算 I・II、特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。

《利用料の本人負担額の計算方法》

介護保険サービスによる利用料は、各保険負担割合により異なります。

*各保険改正、税率変更、規約変更等に伴い上記料金表は変更される場合がございますのでご了承ください。

【 医療保険対応 利用料金表 】

サービス内容		料金 /円		
管理療養費	月の初日の訪問看護の場合	7,670		
管理療養費1	月2日目以降の訪問看護の場合	3,000		
管理療養費2	月2日目以降の訪問看護の場合	2,500		
訪問看護基本療養費 I	週3回まで	5,550		
	週4回目以降	6,550		
	週4回目以降(リハビリ)	5,550		
訪問看護基本療養費 II	週3回まで	2,780		
	週4回目以降	3,280		
訪問看護基本療養費 III	外泊中の訪問看護	8,500		
加算	特別管理加算	I	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、 計画的に管理する内容によっていずれかを算定	5,000
		II		2,500
	24時間対応体制加算	① 事務所が夜間訪問の対応に対して 特別な整備をしている場合	6,800	
		② 上記①以外の場合	6,520	
	難病等複数回訪問加算	同日2回訪問	4,500	
		同日3回訪問以降	8,000	
	複数名訪問看護加算	① 2人目が看護師等の場合 週1回まで	4,500	
		② 2人目が准看護師の場合 週1回まで	3,800	
		③ 2人目がその他職員(※1)の場合 週3回まで	3,000	
		④ ③かつ厚生労働大臣が定める場合	3,000	
	1日2回の訪問の場合	6,000		
	1日3回以上の訪問の場合	10,000		
長時間訪問看護加算	週1回まで(状態により週3回まで)	5,200		

【 医療保険対応 利用料金表 】

サービス内容		料金 /円	
加 算	退院時共同指導加算	入院時に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行いその内容を提供した場合に算定	8,000
	特別管理指導加算	特別管理加算の対象のみ退院日に算定	2,000
	退院支援指導加算	① 下記②以外の場合の退院日訪問	6,000
		②長時間加算算定対象者が90分を超えた場合(※2)の退院日訪問	8,400
	ターミナルケア療養費1	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定していない場合	25,000
	ターミナルケア療養費2	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合	10,000
	緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650
		月15日目以降	2,000
	訪問看護情報提供療養費1・2・3	1か月につき1回算定	1,500
	夜間・早朝訪問加算	18時～22時・6時～8時	2,100
	深夜訪問看護加算	22時～6時	4,200
	乳幼児加算(6歳未満)	① 下記②以外の場合	1,300
		② 別に厚生労働大臣が定める場合	1,800
	専門管理加算	1か月につき1回算定	2,500
	在宅患者連携指導加算	1か月につき1回算定	3,000
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1か月につき2回まで算定	2,000
	遠隔死亡診断補助加算	1か月につき1回算定	1,500
	訪問看護医療DX情報活用加算	1か月につき1回算定	50

※1 その他職員とは、当事業所の看護師、准看護師、療法士、看護補助者を指します。

※2 複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合も含まれます。

*週3回までのご利用となります。(但し、厚生労働大臣が定める疾病等についてはこの限りではありません)

厚生労働大臣が定める疾病などの方、または急性憎悪などで特別訪問看護指示書の交付のある方には1日に3回以上訪問を実施できます。

*訪問時間は、特別な場合を除き30～90分となります。

*管理療養費1・2について

- ①管理療養費1が適用：訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割未満で、
イ. 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者(別表7)、特別管理加算を算定する利用者(別表8)が
直近1年間のうちひと月当たり平均4人以上を有した場合
もしくは
ロ. GAF尺度による判定が40以下の利用者が月に5人以上いる場合
②管理療養費2が適用：訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割以上、
または、7割未満であって、上記①のイ. ロのいずれも該当しない場合

*同一建物居住者に同日に3名以上利用者がある場合

- ①訪問看護基本療養費Ⅱが適用 (但し、緊急訪問は訪問看護基本療養費Ⅰが適用)
②複数名訪問看護加算 4,000円
③難病等複数回訪問加算 4,000円

《利用料の本人負担額の計算方法》

医療保険サービスによる利用料は、各保険負担割合により異なります。

*各保険改正、税率変更、規約変更等に伴い上記料金表は変更される場合がございますのでご了承ください。

【 保険外対応 利用料金表 】

サービス内容		料金(非課税)	
		介護	予防
介護保険対象外のリハビリ(週6単位以上のご利用) 保険単位×地域加算 (但し、オプションとしてのリハビリは課税)	訪問リハビリ 20分	3,248	3,138
	訪問リハビリ 40分	6,497	6,276
	訪問リハビリ 60分	8,784	4,707
介護・医療保険 時間超過分(特別加算対象外)	30分超過	4,500	
	60分超過	9,000	
	90分超過	13,500	
医療保険 3回/週以上訪問時		9,000	
休日料金 土・日・祝日の訪問 (医療保険対象の追加料金)	一回の訪問につき	3,000	

サービス内容		料金(課税/税込)		
		介護(内税)	予防(内税)	
エンゼルケア		ご希望により死後の処置を行った場合		
		11,000		
交通費	22円/片道1km (往復44円/回)	【介護保険】通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合は実施地域を超えた地点から自宅までの交通費は実費を徴収いたします。		
		44		
		【医療保険・自由料金】		
		事業所から自宅までの交通費は実費を徴収いたします。		
		44		
キャンセル料 *サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。	サービス利用日の前日まで		無料	
	サービス利用日の当日		1,100	
	当日ご連絡のない場合		保険10割	
キャンセル時の保険10割の料金 保険単位×地域加算×税	訪問時間		介護(内税)	予防(内税)
	訪問看護 I 1 (20分未満)	3,816	3,683	
	訪問看護 I 2 (30分未満)	5,725	5,481	
	訪問看護 I 3 (60分未満)	10,003	9,651	
	訪問看護 I 4 (90分未満)	13,710	13,249	
	訪問リハビリ 20分	3,573	3,452	
	訪問リハビリ 40分	7,147	6,904	
	訪問リハビリ 60分	9,663	5,178	

【 保険外対応 利用料金表 】

医療系ケア の 自由料金 (全額自費のサービスです。)

サービス内容	料金(課税/税込)
各種医療処置	1時間9,900円。6時間まで30分ごとに
入浴・シャワー	4,950円加算致します。
認知症ケア	6時間以上の場合は別途ご相談を承ります。
養生ケア	交通費は別途いただきます。

日常生活サポート の 自由料金 (全額自費のサービスです。)

サービス内容	料金(課税/税込)
留守番 レジャー帯同	1時間5,500円、2時間16,500円。
買い物 冠婚葬祭付添い	3時間から6時間までは
墓参り 安否確認	1時間ごとに5,500円加算致します。
病院受診 外食時間帯同	6時間以上の場合は別途ご相談を承ります。
散歩 帰省帯同	交通費は別途いただきます。
話し相手 老人ホームショートステイ先見舞い代行 旅行帯同	

特別なケースを除いて、主治医の指示書、審査、認定などの手続きは必要ありません。

上記に当てはまらないプランについてはご相談ください。

◎その他の利用料金

・保険で認められないものや、ガーゼ等処置に必要な医療材料は実費をいただきます。

◎利用料金の請求及び支払い方法について

請求……利用料及びその他の費用は、月末締めにて利用月の合計により請求いたします。

支払い……翌月の27日に、ご登録いただいた銀行より自動引き落としをお願いしています。

お振込み・現金払いをご希望の方はご相談ください。

ご入金を確認しましたら領収書をお渡します。必ず保管をお願いします。

◎その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。

・訪問看護・訪問リハビリ員は、介護保険制度上、利用者様に対してのみ訪問看護・訪問リハビリを提供することとされています。

家族の方に対して訪問看護・訪問リハビリを行うことはできませんのでご了承ください。

・訪問看護・訪問リハビリ員に対する飲食等のもてなしは必要ありません。

(R06.6.1修正)